

## 背景

国の「防災気象情報に関する検討会」において、シンプルでわかりやすい防災気象情報の再構築に向けて各種検討が行われたことを受け、令和8年5月下旬より新たな防災気象情報が運用開始されることとなった。

これに伴い3月に改定された「避難情報に関するガイドライン(内閣府)」の内容も踏まえ、本市の対応等を整理する必要がある。

## 防災気象情報の見直し内容

現在の防災気象情報 (警戒レベル相当情報)					
警戒レベル相当	防災気象情報				
	洪水等に関する情報			土砂災害	高潮害
	指定河川 洪水予報 (河川毎)	洪水害 (市町村毎)	大雨浸水害 (市町村毎)		
5相当	氾濫発生情報	大雨特別警報 (浸水害)		大雨特別警報 (土砂災害)	高潮特別警報
4相当	氾濫危険情報			土砂災害警戒情報	高潮特別警報 高潮警報
3相当	氾濫警戒情報	洪水警報		大雨警報 (土砂災害)	警報に切り替える 可能性が高い 高潮注意報
2相当	氾濫注意情報	洪水注意報	大雨注意報		高潮注意報
1相当					



	河川氾濫	大雨	土砂災害	高潮
警戒レベル 5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報
警戒レベル 4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報
警戒レベル 3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報
警戒レベル 2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報
警戒レベル 1	早期注意情報			

※「情報名称がバラバラで、どの警戒レベルに相当する情報なのか分かりにくい」等の課題を受け、警戒レベル相当情報の名称や体系をシンプルに整理

※これまで警戒レベル相当情報のなかった防災気象情報も含めて、5段階の警戒レベルを付した上で発表(浸水害の警戒レベル3・4や、河川氾濫の特別警報の新設など)

※国のガイドラインの改定内容については、「避難に関する考えが変わるものではない」とされているところ

# 新たな防災気象情報への対応について②

## 対応

### 1. 河川氾濫（大きな河川）

- ・運用開始当初は、発表対象が流域面積の大きい河川(※)に限られるが、これまでと同様に河川の水位情報等に基づき、避難情報の発令を行う。

※本市においては、名取川・広瀬川・七北田川の下流が対象

### 2. 大雨（その他河川の氾濫・低地の浸水）

- ・1以外のその他河川が発表対象となるが、これまでと同様に河川の水位情報等に基づき、避難情報の発令を行う。
- ・浸水害(内水氾濫)については、令和7年10月1日に発生した大雨の際と同様に、市として迅速に災害対応を行う体制がとれるよう、職員の警戒配備基準等の検討を行う。

### 3. 土砂災害

- ・これまでと同様に、警戒レベル4相当情報により、避難所の開設準備を行う。

※従前の「土砂災害警戒情報」を「レベル4土砂災害危険警報」に読み替える

### 4. 高潮

- ・避難情報の発令対象地域となる「高潮浸水想定区域」が、今後県より示されることから、その状況等を踏まえ、避難情報の発令基準や市内の配備体制等の検討を行うこととする。